

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会定款第31条第3項の規定に基づき、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 会員は、普通会员及び賛助会員とする。

(普通会员)

第3条 普通会员は、次のいずれかに該当する団体又は個人とする。

- (1) 社会福祉事業又は介護保険事業を実施する社会福祉施設又は事業所
- (2) 民生委員・児童委員等の社会奉仕者又はその団体
- (3) 市町村社会福祉協議会
- (4) 社会福祉関係行政機関及び市長会等公共的団体
- (5) 更生保護事業施設又は更生保護事業団体
- (6) 社会福祉に関する活動を行う団体

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の運営に協力・連携する団体等又は個人とする。

(入 会)

第5条 本会に入会しようとする者は、次に定める入会申込書を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 普通会员 様式第1号
- (2) 賛助会員 様式第2号

2 前項による入会申込みがあった場合には、会長が入会の可否を決定する。

(会員の特典)

第6条 会員の特典は、次のとおりとする。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の計画・報告を受けること。
- (2) 本会の事業推進について提言できること。
- (3) 本会の発行する機関誌等により情報提供を受けること。
- (4) 本会が主催する研修又は事業等に参加できること。
- (5) 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金に加入できること。

(会 費)

第7条 会員は、別表に定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、第3条(4)社会福祉関係行政機関及び市長会等公共的団体はこの限りでない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は退会したものとみなす。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 解散又は死亡したとき
- (3) 長期にわたり会費を滞納したとき

(除 名)

第9条 会員が、本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったときは、理事会の決議を経て除名することができる。この場合において、理事会を開催する日の1週間前までに、その旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により除名するときは、文書をもってその旨を当該会員に通知しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は昭和44年2月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成9年3月6日から施行する。
- 3 この規程の全部改正は、平成18年4月1日から施行する。

別表「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会費基準」の1普通会員（第3条関係）(3)市町村社会福祉協議会の表中の規定は、平成17年4月1日から適用する。

但し、阿賀野市及び佐渡市については、平成16年4月1日から適用する。

区 分	会 費 基 準
合併市町村社会福祉協議会	団体割＋世帯割 1世帯あたり6円 ・「団体割」は、合併前の市町村社会福祉協議会の平均割の合計

- 4 この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この規程の一部改正（第1条、第9条、第10条及び第11条）は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号)

新潟県社会福祉協議会入会申込書（普通会员）

平成 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

会長

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会の趣旨に賛同し、普通会员として、入会を申し込みます。

1. 名 称	
2. 代表者名	⑩
3. 住 所	〒
4. 電話・FAX番号 メールアドレス	TEL FAX メールアドレス
5. 社会福祉施設、 事業所等の概要	(1) 種 類
	(2) 定員数

※ 社会福祉施設、事業所の種類とは、法令等に定める施設名や事業所名を記入してください。

(例：特別養護老人ホーム、指定居宅介護事業者など)

※ 定員数は、入会時点の人数を記入ください。定員の定めのない施設や事業所については、空欄としてください。

(様式第2号)

新潟県社会福祉協議会入会申込書（賛助会員）

平成 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長 様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会の趣旨に賛同し、賛助会員として、入会を申し込みます。

《会費の口数》 _____ 口

1. 名 称	
2. 代表者名	⑩
3. 住 所	〒
4. 電話・FAX番号 メールアドレス	TEL FAX メールアドレス

※ 個人の方は、「1. 名称」欄の記入は必要なく、「2. 代表者名」欄に氏名を記入ください。

(様式第3号)

新潟県社会福祉協議会退会届

平成 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長 様

住 所

名 称

代表者名

印

このたび、下記の理由により退会します。

(理 由)

別 表

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会費基準

【会員の種類】

1 普通会員（第3条関係）

(1) 社会福祉事業又は介護保険事業を実施する社会福祉施設又は事業所

ア 入所施設

施設定員	会費基準
1～10名	15,600円
※以降10名以内の定員増毎に1,200円を加算する。	

イ 通所施設、小規模施設又は事業所

施設定員	会費基準
1～10名	2,600円
※以降10名以内の定員増毎に600円を加算する。	

ウ その他施設又は事業所

区 分	会費基準
医療保護施設	定額 9,000円
在宅介護支援センター等 相談支援事業等	定額 3,000円

(2) 民生委員・児童委員等の社会奉仕者又はその団体

区 分	会費基準
民生委員・児童委員	1人 700円
社会奉仕者又はその団体	1人 700円

(3) 市町村社会福祉協議会

区 分	会費基準
合併市町村社会福祉協議会	団体割＋世帯割 1世帯あたり6円 ・「団体割」は、合併前の市町村社会福祉協議会の平均割の合計
市社会福祉協議会	平均割 65,000円＋世帯割 1世帯あたり6円
町社会福祉協議会	平均割 43,000円＋世帯割 1世帯あたり6円
村社会福祉協議会	平均割 39,000円＋世帯割 1世帯あたり6円

(4) 社会福祉関係行政機関及び市長会等公共的団体

会費免除

(5) 更生保護事業施設又は更生保護事業団体

区 分	会 費 基 準
施設又は団体	定額 10,000円

(6) 社会福祉に関する活動を行う団体

区 分	会 費 基 準
団 体	一口 10,000円

2 賛助会員（第4条関係）

区 分	会 費 基 準
団 体 等	一口 10,000円
個 人	一口 1,000円